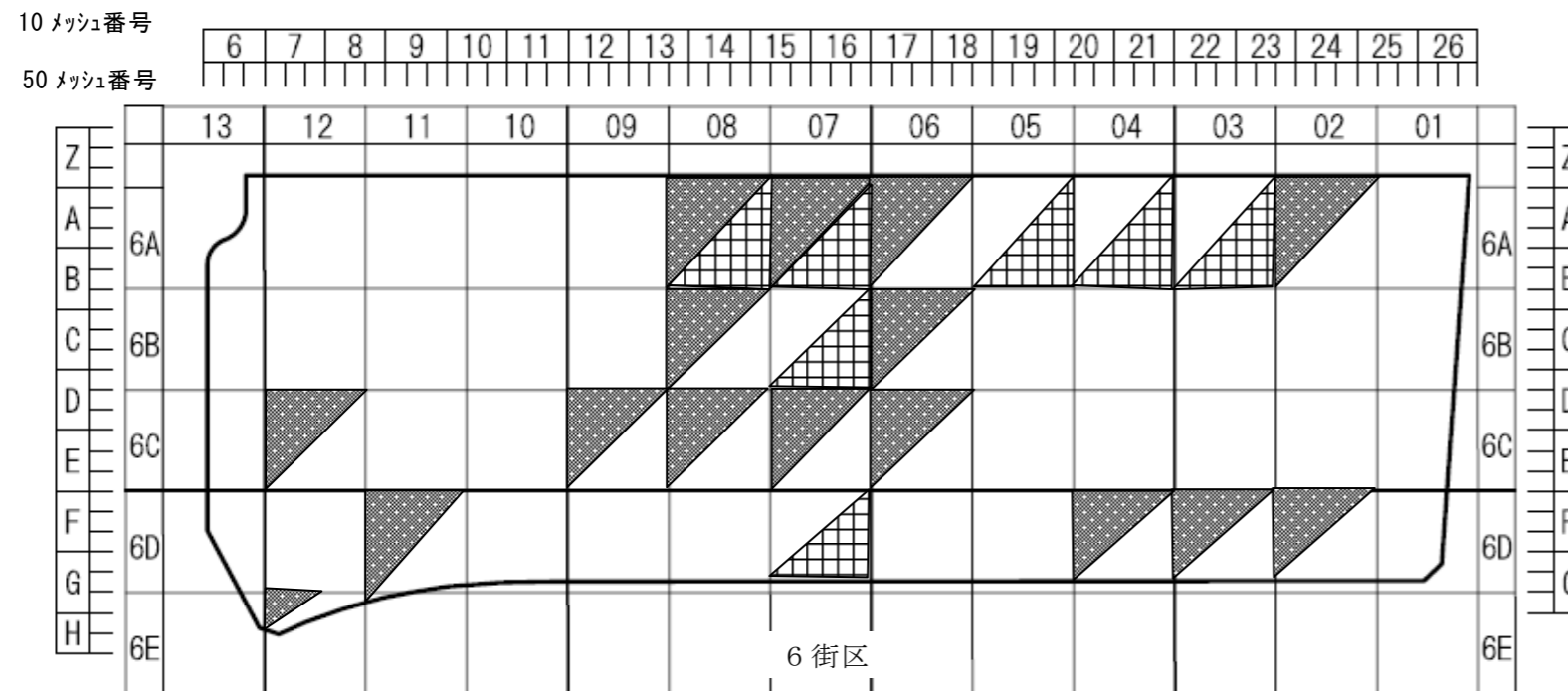


新海面処分場等へ搬出するために実施する、搬出先の「受入基準」に基づく化学性状試験調査区画図



凡例：
 : 新海面処分場を搬出先とする土（形質変更時要届出区域内）で受入基準を超過する物質が確認された区画
 : 中央防波堤外側埋立地内を搬出先とする土（形質変更時要届出区域外）で受入基準を超過する物質が確認された区画

【新海面処分場等へ搬出するために実施する、搬出先の「受入基準」に基づく化学性状試験（搬出土の化学性状試験）の概要】

- 搬出土の化学性状試験調査：ガス工場操業時の地盤面（概ね A.P.+4m）から A.P.+2mの土を搬出するにあたり、搬出先である新海面処分場及び中防波堤外側埋立地の受入基準（別紙）に従い、実施する化学性状試験（土壤汚染の状況を確認する調査分析とは異なる）
- 441 検体中、42 検体で受入基準超過を確認
 基準超過物質：鉛（溶出）39 検体、
 鉛（含有）、ヒ素、水銀、バナジウム、油分各 1 検体
 ※受入基準と土壤汚染対策法では、基本的に分析方法が異なる。
 ※バナジウム、油分は土壤汚染対策法の特定有害物質ではない。
- 受入基準を超過した土は、仮設土壤処理プラントで処理し、浄化を確認した後、A.P.+2m 以深の埋め戻し土として活用

